

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年7月1日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	阿南市 362042
地域名 (地域内農業集落名)	大野地区 城ノ内、光立寺、山條、上條、持井、赤坂、三原、西條、東條、剣谷、三條、坪野、桶田、中小路、柴根、平山、畑田、九之坪、大野原

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	293 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	208 ha
② 田の面積	223 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	70 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	17 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	60 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	30 ha
(備考)参考項目の数値については、アンケート回答者のみで算出	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、10年後を見据える中で後継者不足や遊休農地の更なる増加が課題である。認定農業者や新規就農者等の担い手が存在し、農地維持のために担い手への集約等を検討していく必要がある。担い手への集約等を進めていくに伴い、圃場整備事業による区画の大区画化や水利施設の整備を行い耕作条件の改善を行う必要があるが圃場整備事業へ参加する事に関して農地所有者から経済的負担等を心配する声もあり今後、圃場整備事業への参加をどのように促していくか課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を主要作物とした土地利用型農業が定着しており、今後も同様の利用としていくが持続可能な農業のために高収益作物の転換なども検討していく。
農作業の効率化を図るため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、基盤整備事業未実施地区への事業実施や基盤整備事業による圃場拡大等を検討していく必要がある。
また地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
高齢化等により離農者や規模縮小する農家が増加することが考えられ離農や規模縮小する農家に対して地域内の担い手に積極的に貸し付けを行うように周知を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	18	%	将来の目標とする集積率
			18 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農用地の集団化が少しでも進むように、離農や規模縮小する農家が居た場合には、隣接する耕作者に貸し付けを促すなど集団化に向けて取り組んでいく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
貸し借りの意向等を適宜、収集し農地中間管理機構等を活用し目標地図へ位置付ける者の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
貸し借りの意向等を適宜、収集し農地中間管理機構等を活用し目標地図へ位置付ける者の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
地域の農業者(担い手等)が効率的に農業を実施するため圃場整備事業等による農地の大区画化を検討し集積が行いやすい環境づくりを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から多様な経営体を募り、貸し手、借り手や地域の意向を踏まえながら市や、JA、農地中間管理機構等と連携し新たな担い手として定着出来るよう取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域の意向等を確認しながら農作業を地域のファームサービス事業体やJAへ委託する事により水田を維持管理していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置する。				
③農作業の効率化や収量増加を図るためスマート農業の検討を行う。				
⑦多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用し継続して集落内の農地保全・管理、農業用施設(水路、農道)の維持管理を行う。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	19経営体	水稻	9.5 ha	- ha	水稻	9.5 ha	- ha		
認農		水稻	7.3 ha	- ha	水稻	7.3 ha	- ha		
利用者		水稻、果樹、野菜	5.2 ha	- ha	水稻、果樹、野菜	5.2 ha	- ha		
利用者		水稻	3.0 ha	- ha	水稻	3.0 ha	- ha		
利用者		水稻、野菜	3.0 ha	- ha	水稻、野菜	3.0 ha	- ha		
利用者		水稻	2.8 ha	- ha	水稻	2.8 ha	- ha		
利用者		水稻、野菜	2.8 ha	- ha	水稻、野菜	2.8 ha	- ha		
利用者		野菜	2.5 ha	- ha	野菜	2.5 ha	- ha		
利用者		水稻、野菜	2.0 ha	- ha	水稻、野菜	2.0 ha	- ha		
認農		小麦	2.1 ha	- ha	小麦	2.1 ha	- ha		
利用者		水稻、野菜	2.1 ha	- ha	水稻、野菜	2.1 ha	- ha		
利用者		水稻、野菜	2.5 ha	- ha	水稻、野菜	2.5 ha	- ha		
利用者		水稻	2.1 ha	- ha	水稻	2.1 ha	- ha		
認農		水稻、たばこ	2.0 ha	- ha	水稻、たばこ	2.0 ha	- ha		
利用者		水稻、野菜	1.8 ha	- ha	水稻、野菜	1.8 ha	- ha		
認就		野菜	0.2 ha	- ha	野菜	0.2 ha	- ha	①	
認就		水稻、野菜	2.1 ha	- ha	水稻、野菜	2.1 ha	- ha	①	
利用者		水稻	0.5 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha	①	
利用者		水稻	0.5 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha	②	
計	19経営体		54.0 ha	0 ha		54.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。